

市役所での申告相談は

事前の予約が必要です

問い合わせ 税務課市民税係 ☎53・21111 (内線2141、2142)
または各支所地域振興課市民生活室

記事ID 0064177

今年も申告相談は事前予約制となります。来
庁希望日の2日前までにインターネットまたは
電話(☎75・5576)にて予約してください。
また、申告期間中は市役所、各支所の駐車場
が大変混雑します。公共交通機関などで来庁さ
れますようご協力をお願いします。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コー
ナー」e-Taxで申告書を作成する人は、市
ホームページで詳細をご確認ください。



ネット予約は
こちら



申告が必要な人

- ①市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人
- ・営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して米や現金をもらっている人
- ・給与または年金の源泉徴収票の内容に変更がある人
- ・給与の年末調整を受けていない人
- ・給与、年金のほかに所得がある人(内職、外交員など)

- ②収入が無いまたは収入が遺族年金などの非課税収入のみでも、次の場合は申告が必要です
- ・公営住宅への入居や扶養などで所得課税証明書の提出が必要な人
- ・国民健康保険税や介護保険料など、保険料(料)の算定に必要な人
- ・各種免除や各種助成を申請する人
- ・各種福祉サービスの利用者や各種年金を受給している人または申請を予定している人

市役所(本庁・各支所)で申告する場合の注意事項

- ・青色申告の人、分離課税申告の人(土地建物の譲渡、株式などの譲渡)、先物取引、初めて住宅ローン控除の適用を受けようとする人は村上税務署で申告してください。
- ・収支内訳書(農業、営業、不動産)

は必ず事前に作成してください。
各種集計された資料がない場合は、お待ちいただきますのでご了承ください。

申告に必要なもの

確定申告のお知らせはがきまたは申告書

※届いた人は必ずお持ちください
 マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類(運転免許証や保険証)

通帳印(振替納税希望者のみ)
 通帳など振込先金融機関がわかるもの(所得税の還付申告の場合に必要です)

給与や公的年金などの源泉徴収票
 営業、農業、不動産所得の収支内訳書

国民健康保険税など保険料の支払額がわかる書類

国民年金保険料などの控除証明書
 生命保険料や地震保険料の支払証明書

障害者手帳や障害者控除対象者認定書
 医療費控除の明細書

寄附金の領収書や証明書
 2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人は、借入金年末残高証明書、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

別控除申告書

還付申告の事前申告 ※要予約

期間

2月7日(月)～15日(火)

【午前】9時～11時30分
【午後】1時～4時20分

ところ

本庁4階大会議室、各支所

対象 給与、年金所得のみの人で、還付を受けられる人

期限内申告(確定申告) ※要予約

期間

2月16日(水)～3月15日(火)

【午前】9時～11時30分
【午後】1時～4時20分

ところ

本庁4階大会議室、各支所

